

等級及び職制上の段階ごとの職員数

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の3第2項の規定に基づき、等級及び職制上の段階ごとの職員数を公表します。

（令和3年4月1日現在）

職務の級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	人数	割合	職制上の段階	人数	割合
1級	定型的な業務を行う主事又は技師の職務	34人	11.7%	主事級	34人	11.7%
2級	知識又は経験を有する主事又は技師の職務	38人	13.1%	主事級	38人	13.1%
3級	1 係長の職務 2 高度な知識又は経験を有する主事又は技師の職務	93人	31.9%	主事級	69人	23.7%
				係長級	24人	8.2%
4級	1 課長補佐の職務 2 高度な知識又は経験を有する係長の職務	57人	19.6%	係長級	29人	10.0%
				課長補佐級	28人	9.6%
5級	1 課長の職務 2 高度な知識又は経験を有する課長補佐の職務	55人	18.9%	課長補佐級	22人	7.6%
				課長級	33人	11.3%
6級	1 部長の職務 2 高度な知識又は経験を有する課長の職務	7人	2.4%	課長級	7人	2.4%
				部長級	0人	0.0%
7級	部長の職務	7人	2.4%	部長級	7人	2.4%
合計		291人	100.0%		291人	100.0%